



～家族で「選挙」のことについて話してみよう～

NO.22

9月・10月号では選挙違反とその罰則についてフッキーが紹介しました。今回は、「選挙犯罪で刑罰を科せられた者は」をお伝えします。

【選挙犯罪で刑罰を科せられた者は】

一定の期間、選挙権・被選挙権が停止されます。停止期間中は投票することも立候補することもできません。

▼罰金刑だった場合の停止期間

- 罰金刑に処せられた場合 ⇒ 停止期間：裁判が確定した日から5年間
- 罰金刑に処せられ、執行猶予を受けた場合 ⇒ 停止期間：執行猶予を受けている間

▼禁固刑以上だった場合の停止期間

- 刑に処せられた場合 ⇒ 停止期間：裁判が確定した日から刑の執行が終わるまでの間およびその後5年間
- 刑の執行の免除を受けた場合 ⇒ 停止期間：免除を受けるまでの間およびその後5年間
- 刑の執行猶予を受けた場合 ⇒ 停止期間：執行猶予を受けている間
- 大赦、特赦または時効によって刑の執行を受けることがなくなった場合 ⇒ 停止期間：執行を受けることがなくなるまでの期間

停止期間のところの「5年」は、例えば、買収罪を繰り返すなど、累犯の場合は「10年」になることもあるよ。逆に、裁判によっては停止期間が短縮されたり、不停止になることもあるんだ。

有権者のみんな、
注目！



笛吹市選挙管理委員会
笛吹市明るい選挙推進協議会

■問合せ先 笛吹市選挙管理委員会事務局 ☎ 055(262)4111